

平成18年度 学長、学部長、研究科長及び 文化・芸術研究センター長特別研究費の研究成果について

本学では、教員の研究を支援するため、学長・学部長特別研究費の制度を設けています。

この制度は、本学における課題テーマに沿って申請された教員研究（個人・グループ）の中から、優れた研究に対し特別研究費を配分するもので、学長及び学部長が審査し、大学運営理事会の審議を経て決定しています。

研究の成果は広く公開する必要があるとの観点から、研究終了後1年以内に学内の紀要または学会等での発表を義務付けるとともに、静岡県、浜松市の行政機関、地元産業界、学術関係者等で構成される学校法人静岡文化芸術大学評議員会への報告も行っていますが、平成18年度に配分された特別研究の成果をまとめ、この成果報告書としましたので、本学図書館に備えて一般の閲覧に供します。

(平成20年7月 担当 教務室)